

地方税法等の一部を改正する法律の概要

〔施行：原則公布の日〕

総務省
令和2年4月

1 徴収の猶予制度の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設ける。

※ この特例創設に伴う地方公共団体の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置を創設。
【地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正】

2 固定資産税

◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

(※) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。

※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(仮称)」により全額を補填。

3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

※ この措置に伴う減収については、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金により全額を補填。

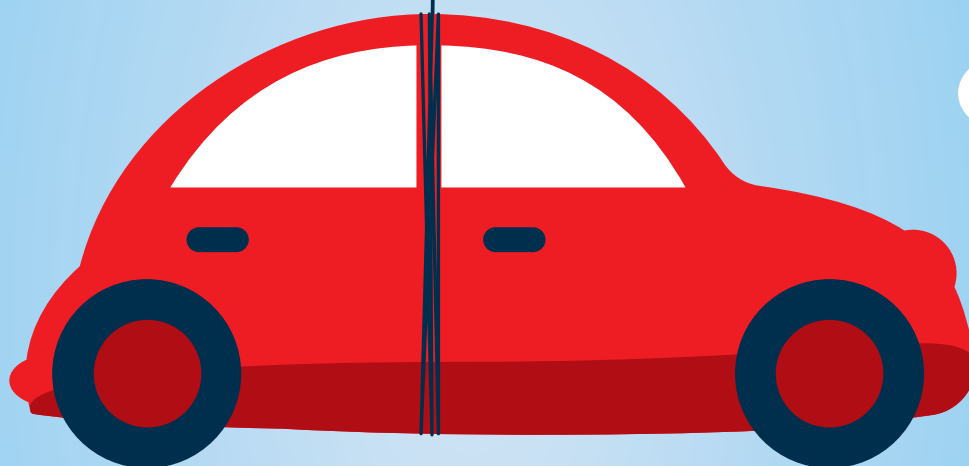
【地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成11年法律第17号)の改正】

4 その他

- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

\自動車の/
取得時にかかる **環境性能割**

税率 **1%** 軽減!



6ヶ月延長

..... (自家用自動車のみ)

2021年3月31日まで

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、自動車税・軽自動車税
「**環境性能割**」の臨時的軽減措置の期限が**6カ月間延長**されました。

環境性能割とは？

2019年10月以降、自動車の取得時に環境性能に応じて課税する「環境性能割」が導入されています。新車・中古車とも対象となり、省エネ法の燃費基準達成度などに応じた税率が、取得価格に応じて課税されます。

(取得価額50万円以下は免税)

【自家用乗用車の場合】

	電気自動車等※	2020年度燃費基準			左記以外
		+20%	+10%	達成	
登録車	非課税		1%	2%	3%
軽自動車	非課税			1%	2%

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車

環境性能割の臨時的軽減措置

消費税率引き上げにともない、2019年10月1日以降に取得された登録車(自家用乗用車)・軽自動車(自家用乗用車)について、新車・中古車ともに環境性能割の税率から**1%分が軽減**されます。

【登録車】(自家用乗用車のみ)

基本税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

【軽自動車】(自家用乗用車のみ)

基本税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

臨時的軽減措置の 期限が延長されました!

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、2019年10月1日～2020年9月30日までであった臨時的軽減措置が**6ヶ月延長**されました。これにより、**2021年3月31日**までに取得したものが**税率1%軽減**の対象となります。

〈毎年の自動車税が下がっています!〉

2019年10月以降に取得された新車(自家用乗用車<登録車>)から、毎年かかる自動車税がすべての排気量で引き下げられています。例えば、2,000cc以下のクルマでは**10~15%の減税**に。2年目以降も同じ税額が適用されるため、保有期間を通じて**減税**となります。